

玖珠町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

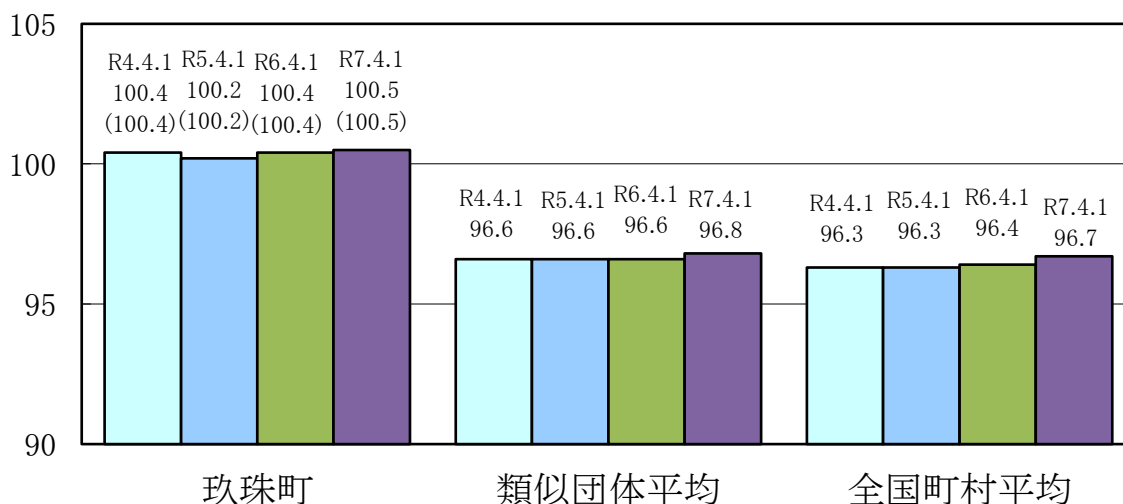
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
令和6年度	人 13,808	千円 10,827,541	千円 420,102	千円 1,818,584	% 16.8	% 17.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)〇〇〇平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 167	千円 694,545	千円 93,758	千円 297,119	千円 1,085,422	千円 6,500	千円 5,921

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

初任給の水準や、昇級の運用等が国と異なっているため高い水準となっている。
令和元年度に行財政改革推進プランを策定し、級別構成比率の見直しを行うことにより改善が見込まれる。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和7年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% 3.62

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和7年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.65

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し(支給地域対象外)

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 本町においては、地域手当支給地域対象外により支給なし。なお、派遣等により勤務地が地域手当支給対象地域の場合、国基準に基づき支給を実施。

(実施時期) 国の地域手当の見直しに伴い、所要整備を同様に実施。

(参考)

	平成27年度		支給割合									
	4月1日時点	遡及改定後	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国基準による支給割合	1%	2%	3%	3%	3%							

※本町においては、地域手当支給対象外により支給割合等については、記載を省略しています。

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当について、見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6)特記事項

- 平成25年9月から平成26年4月までの間、職員は、給料月額の2~5%減額を実施している。
- 平成25年9月から平成26年4月までの間、町長は給料月額の20%、副町長・教育長は10%減額を実施している。
- 平成27年4月から平成28年3月までの間、町長は給料月額の10%、副町長・教育長は3%減額を実施している。
- 平成28年4月から平成29年3月までの間、町長は給料月額の5%、副町長・教育長は3%減額を実施している。
- 平成30年4月から平成31年3月までの間、職員は、給料月額の2~5%減額を実施している。
- 平成30年4月から平成34年1月までの間、町長は給料月額の30%減額を実施している。
- 平成30年4月から平成31年3月までの間、副町長・教育長は5%減額を実施している。
- 令和3年4月から令和4年1月までの間、副町長・教育長は5%減額を実施している。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
玖珠町	43.7歳	343,400円	394,064円	369,651円
大分県	41.3歳	327,419円	409,972円	354,409円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.0歳	320,372円	372,776円	348,009円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
玖珠町	55.3歳	1人	392,800円	396,300円	392,800円	—	—歳	—円	—
うち用務員	—歳	1人	—円	—円	—円	—	—歳	—円	—
うち調理員	—歳	—人	—円	—円	—円	—	—歳	—円	—
大分県	52.5歳	137人	317,894円	359,815円	333,731円	—	—歳	—円	—
国	51.3歳	1703人	294,567円	—円	337,907円	—	—歳	—円	—
類似団体	50.2歳	5人	292,938円	319,896円	306,137円	—	—歳	—円	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
玖珠町	6,796,500円	—円	—
うち用務員	—円	—円	—
うち調理員	—円	—円	—

※年収ベースの「公務員（C）」のデータは、それぞれ平均給与月額に12倍したものであり、また前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

※区分「うち用務員」、「うち調理員」については、個人情報保護の観点から記載していません。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		玖 珠 町	大 分 県	国
一般行政職	大 学 卒	226,400円	226,400円	220,000円
	高 校 卒	195,200円	195,200円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	188,700円	193,200円	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	287,575円	—	388,600円	403,600円
	高 校 卒	256,400円	331,875円	365,100円	385,450円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

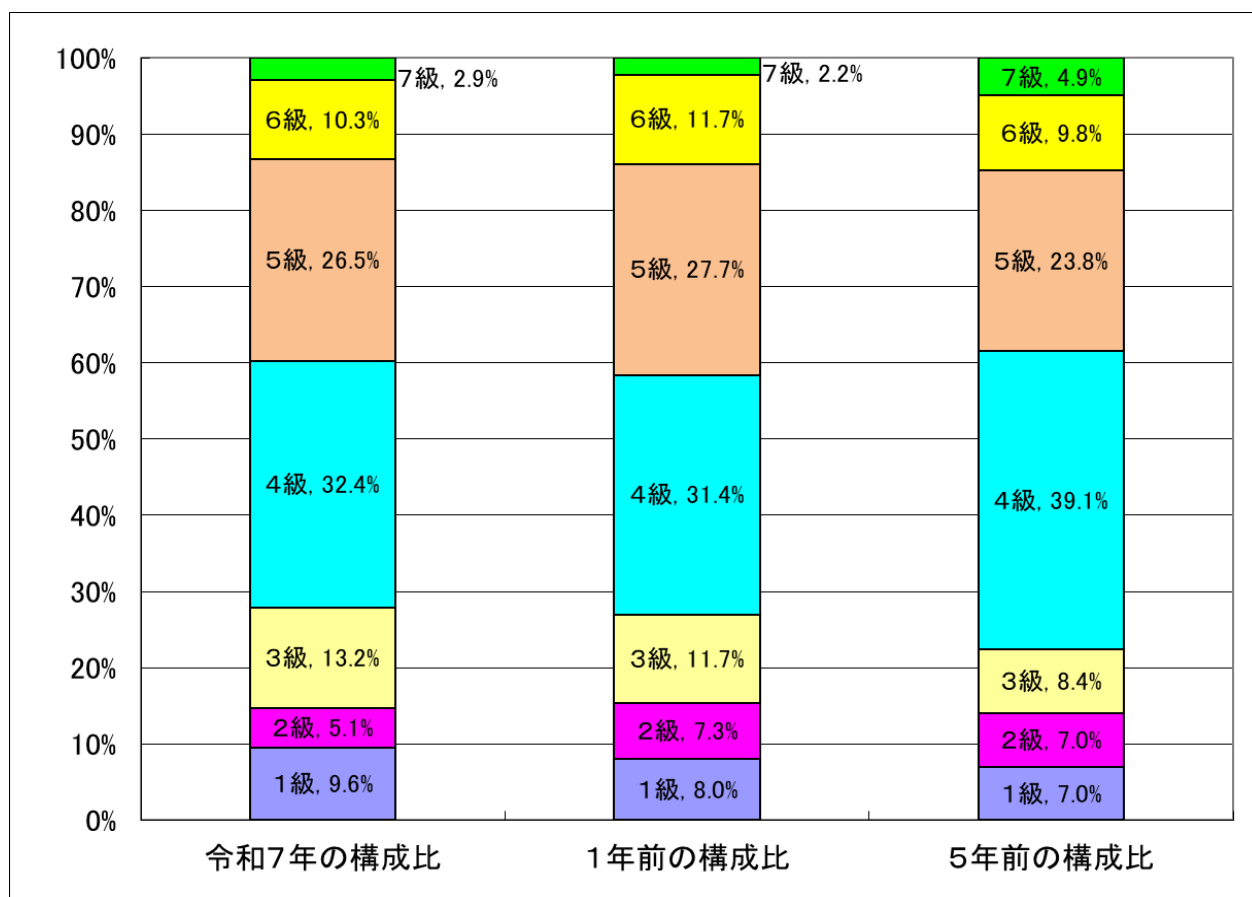
※ 各区分の「—」表示は、令和7年4月1日時点での該当がないため記載していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

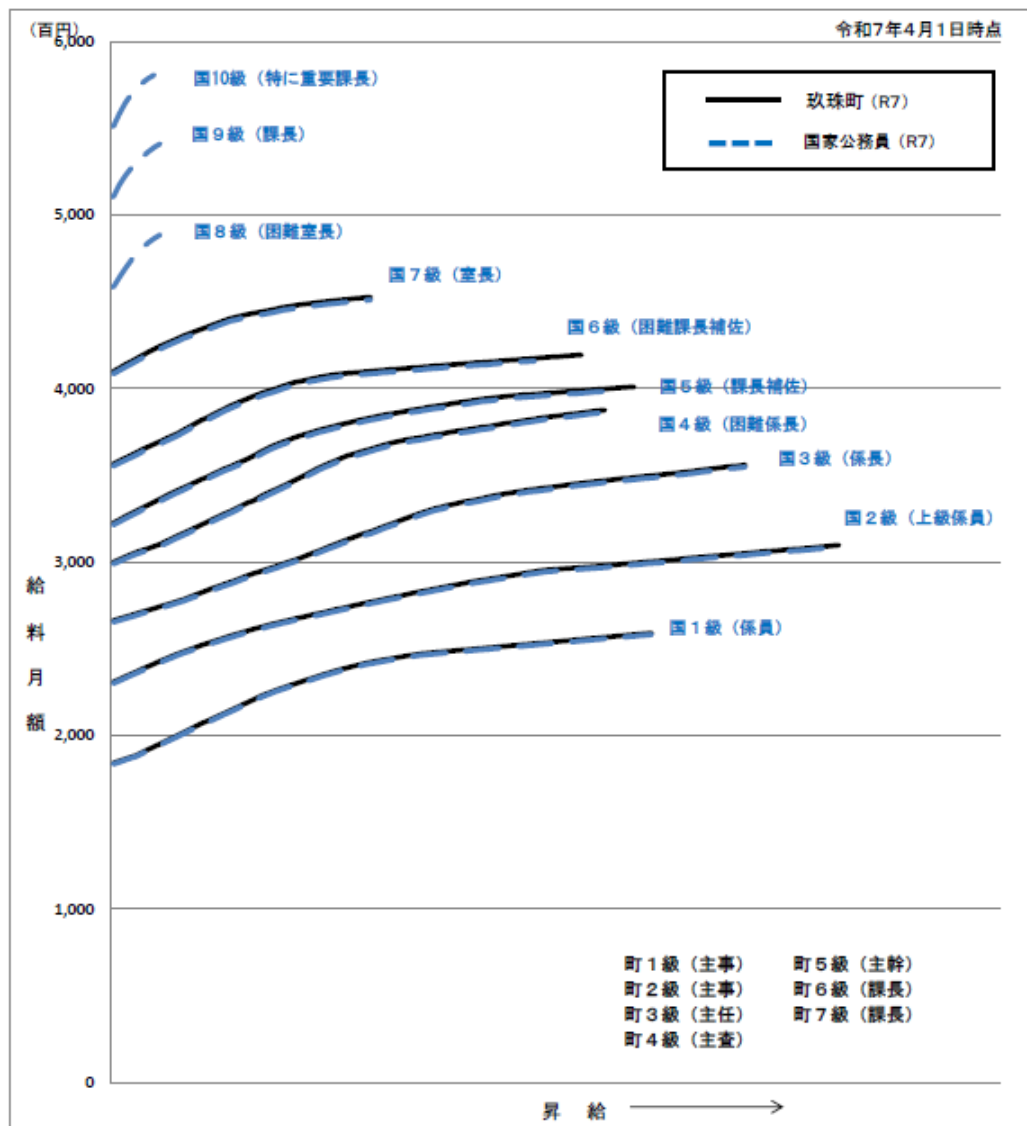
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事等の職務	13人	9.6%	184,200円	259,100円
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする主事等の職務	7人	5.1%	230,900円	309,700円
3級	主任等の職務	18人	13.2%	266,300円	356,000円
4級	主査等の職務	44人	32.4%	299,900円	387,500円
5級	主幹等の職務	36人	26.5%	322,500円	400,900円
6級	課長及び課長補佐等の職務	14人	10.3%	356,500円	419,300円
7級	困難な業務を所掌する課長等の職務	4人	2.9%	409,800円	452,600円

- (注) 1 玖珠町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一）令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（玖珠町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

玖 珠 町	大 分 県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,769 千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,725 千円	—
（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5.5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（玖珠町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

玖 珠 町	国	
（支給率） 自己都合 応募認定・定年	（支給率） 自己都合	応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分	24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分	33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分	47.709月分
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）	
1人当たり平均支給額 21,221千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	0人	20%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		51千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		5,170円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		6.8%		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員	防疫作業	0千円	日額1,000円以内
遺体収容等に従事する職員の特殊勤務手当	遺体収容及び処置に従事する職員	収容作業	40千円	1体 5,000円
犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員の特殊勤務手当	犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員	処理作業	11千円	1体 300円
災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当	災害応急作業に従事する職員	巡回監視 応急作業	0千円	巡回監視 1日 350円 応急作業 1日 530円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	32,287千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	171千円
支給実績（5年度決算）	41,332千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	216千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		0円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
		円
		円
		円
		円
		円
		円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	配偶者 3,000円 子 12,500円 特定期間の加算 5,000円 配偶者及び子以外 6,500円	異	子の支給単価	24,521千円	272,456円
住居手当	借家(家賃12,000円を超える) (支給限度額) 27,000円	異	支給額	13,999千円	254,527円
通勤手当	交通機関等利用職員 運賃相当額 (支給限度額) 55,000円 自動車等使用職員(使用距離に応じて支給) (支給限度額) 28,500円	異	距離区分と支給額	9,218千円	60,645円
管理職手当	定額制	異	支給額	7,873千円	437,388円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	753,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000円 / 382,500円	
	副 市 区 町 村 長	617,000円	680,000円 / 430,400円	
報 酬	議 長	315,000円	408,000円 / 230,000円	
	副 議 長	273,000円	342,000円 / 180,000円	
	議 員	262,000円	323,000円 / 157,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(6年度支給割合) 3.45月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 3.45月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×500/100	(1期の手当額) 15,060千円	(支給時期) 任期ごと
	副 市 区 町 村 長	給料月額×在職年数×290/100	7,157千円	任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

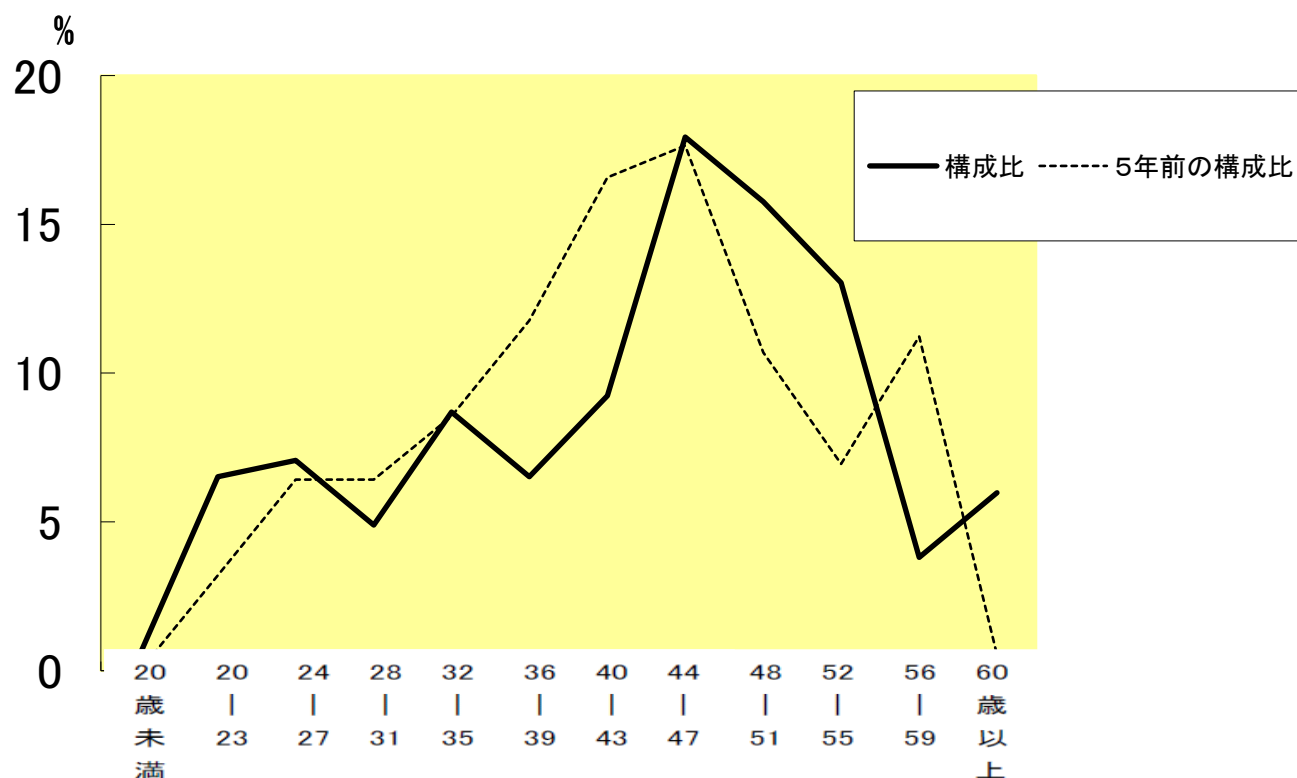
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	組織機構の改編に伴う増員 組織機構の改編に伴う減員 事務事業の見直しに伴う増員 組織機構の改編に伴う増員 組織機構の改編に伴う減員
		総 務	49	51	2	
		税 務	10	10	0	
		農林水産	26	24	▲ 2	
		商 工	9	9	0	
		土 木	12	13	1	
		民 生	13	15	2	
		衛 生	12	11	▲ 1	
	小 計	133	135	2	人口1万人当たり職員数 97.77人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 90.31人)	
	教 育 部 門	34	30	▲ 4	組織機構の改編に伴う減員	
小 計	167	165	▲ 2	人口1万人当たり職員数 119.50人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 109.63人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	4	4	0		
	そ の 他	15	15	0		
	小 計	19	19	0		
合 計			186	184	▲ 2	
			[253]	[253]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1	12	13	9	16	12	17	33	29	24	7	11	184

(3) 職員数の推移

	年 度						過去5年間の増減数(率)	
	2年	3年	4年	5年	6年	7年		
部 門 別	一般行政職	134	132	130	131	133	135	1 (2.31%)
	教育	33	34	37	36	34	30	▲3 (▲10.53%)
	警察							0
	消防							0
	普通会計計	167	166	167	167	167	165	▲2 (▲0.60%)
	公営企業等会計	19	19	18	19	19	19	0 (▲9.52%)
総合計	186	185	185	186	186	184	▲2 (▲1.59%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6 年度	千円 185,465	千円 58,877	千円 35,532	% 19.2	% 17.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	人 4	千円 16,314	千円 3,206	千円 7,781	千円 27,301	千円 6,825	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
玖 珠 町	36.5歳	351,850円	572,861円
団 体 平 均	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

玖 珠 町	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（6年度） 1,590千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,593千円
(6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 (1.4)月分 勤勉手当 2.1月分 (1.0)月分	(6年度支給割合) 期末手当 ー 月分 (ー)月分 勤勉手当 ー 月分 (ー)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5.5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ー %

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

玖 珠 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）			定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額			21,221千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	0人	20%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		0%		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員	防疫作業	0千円	日額1,000円以内
遺体収容等に従事する職員の特殊勤務手当	遺体収容及び処置に従事する職員	収容作業	0千円	1体 5,000円
犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員の特殊勤務手当	犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員	処理作業	0千円	1体 300円
災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当	災害応急作業に従事する職員	巡回監視 応急作業	0千円	巡回監視 1日 350円 応急作業 1日 530円

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	1,290千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	322.5千円
支給実績（5年度決算）	290千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	97千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度の異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円	同	-	870千円	435,000円
	子 12,500円				
	特定期間の加算 5,000円				
	配偶者及び子以外 6,500円				
住居手当	借家(家賃12,000円を超える) (支給限度額) 27,000円	同	-	876千円	292,000円
通勤手当	交通機関等利用職員 運賃相当額 (支給限度額) 55,000円 自動車等使用職員(使用距離に応じて支給) (支給限度額) 28,500円	同	-	25千円	25,200円
管理職手当	定額制	同	-	0千円	0円